

定 款

三和ホールディングス株式会社

三和ホールディングス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、三和ホールディングス株式会社と称し、英文では Sanwa Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 各種シャッター、ドア、サッシ、雨戸、間仕切、インテリア製品、エクステリア製品、什器、装飾品およびその他の建築建具・建築金物類の製造、販売および輸出入。
2. 住宅・ビル用建築材料の製造、販売および輸出入。
3. 防災設備、防犯設備、電気設備、消防設備、昇降設備、空調設備、給排水衛生設備の製造、販売および輸出入。
4. 清掃用機器、環境保全用機器、産業廃棄物、一般廃棄物およびこれらに類する廃棄物の処理、リサイクルに関する機器および装置の製造、販売および輸出入。
5. 介護用品および介護機器の製造、販売および輸出入。
6. 前各号に掲げる製品、設備および機器等を用いた各種構造物の設計、施工、監理および請負ならびに保守業務。
7. 前各号に関連する製品、設備および機器等の防耐火、断熱性、気密性等各種試験の受託。
8. 建築工事、大工工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、板金工事、内装仕上工事、建具工事および消防施設工事の設計、工事監理、請負および施工。
9. 建物の増改築、建替えおよび住宅リフォーム。
10. 建物および附属設備の管理、保守および清掃。
11. 発電および電気の供給・売買ならびに発電機器の製造、施工および販売。
12. 総合警備保障業。
13. 総合リース業。
14. ホームセンターの経営。
15. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。
16. コンピューターソフトウェア、情報システムの開発、販売ならびにコンピューターおよび関連機器の販売。
17. 産業財産権、著作権等の知的財産権の取得、管理、貸与および売買。
18. 不動産の売買、管理、賃貸借および仲介。
19. 有価証券の売買、保有および運用。
20. 金銭の貸付および債務保証。

21. 貨物運送取扱業。
 22. 倉庫業ならびに荷役作業の請負、通関業。
 23. インターネット等を利用した通信販売業。
 24. 労働者派遣業。
 25. ホームページの企画、製作、運営および管理業。
 26. 自動車関連のサービス業。
 27. 経営全般に関するコンサルティング業。
 28. 前各号に付帯関連する一切の事業。
- ② 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告が行えない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5 億 5 千万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 本定款第9条に定める单元未満株式の買増しを請求する権利

(单元未満株式の買増し)

第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を、当社に対して売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第12条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算

書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、17 名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。

② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役)

第 30 条 取締役会は、その決議により、相談役を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期等)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には、利息を付さない。

附則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

- 1 平成 28 年 6 月開催の第 81 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

沿 革

1948年10月1日	制 定
1962年10月25日	事業内容変更に伴い全文改正
1963年5月25日	吸収合併により全文改正
1963年11月18日	名義書換代理人設置
1965年5月18日	決算期変更に伴う関連条文の改正
1967年4月17日	第5条、第18条条文の改正
1968年4月16日	第3条（本店の所在地）、第4条（広告の方法）、第5条（発行する株式の総数） 条文の改正
1970年4月16日	第5条（発行する株式の総数）、第16条（取締役、監査役の員数及び選任）条文 の改正
1974年10月16日	商法改正に伴う全文改正
1976年5月18日	事業目的の追加に伴い第2条改正
1977年5月18日	第2条（目的）、第18条（役付取締役および代表取締役）、第23条（営業年度、 決算期）条文の改正
1981年5月18日	第10条（株主名簿の閉鎖）、第18条（役付取締役および代表取締役）、第19条 （取締役会の招集者）条文の改正
1982年5月18日	商法改正に伴う全文改正
1988年5月18日	第2条（目的）、第11条（株主名簿の閉鎖および基準日）、第12条（定時総会、 臨時総会）、第17条（取締役、監査役の員数および選任）、第25条（営業年度、 決算期）、第26条（利益配当金ならびに中間配当）、第27条（転換社債の転換 と配当金）条文の改正
1991年6月27日	第8条（株券）、第9条（名義書換代理人）、第12条（定時総会、臨時総会）、 第26条（利益配当金ならびに中間配当）条文の改正
1994年6月29日	商法改正、株主名簿の閉鎖の廃止に伴う関連条文の改正
1995年6月29日	事業目的の追加に伴い第2条改正
1997年6月27日	第5条（発行する株式の総数）条文の改正、第33条（取締役会決議による自己株 取得）および附則の追加
1998年6月26日	第5条（発行する株式の総数）条文の改正
1999年6月29日	第2条（目的）、第5条（発行する株式の総数）条文の改正
2000年6月27日	第2条（目的）、第5条（発行する株式の総数）条文の改正
2001年6月26日	第2条（目的）条文の改正

- 2002年 6月 25日 商法等の一部改正に伴う関連条文の追加、削除および所要の変更
- 2003年 6月 25日 商法等の一部改正に伴い、監査役の任期伸長、単元未満株式買増制度の創設、株券失効制度の創設および株主総会特別決議の定足数緩和のため、関連する条文の追加および所要の変更
- 2004年 6月 24日 商法等の一部改正に伴う第6条（自己株式の取得）の新設、条数の変更等条文の整備
- 2006年 6月 23日 会社法施行に伴う関連条文の追加、削除および所要の変更、第25条（役付取締役および代表取締役）条文の変更、現行定款第34条（転換社債の転換と配当金）条文の削除
- 2007年 6月 22日 当会社の持株会社への組織変更に伴う第1条（商号）および第2条（目的）の変更および付則の追加、第5条（公告の方法）の変更、買収防衛策導入に伴う第17条（新株予約権無償割当ての決定機関）の新設および第6条（発行可能株式総数）の変更、条数の変更等条文の整備
- 2008年 6月 24日 第24条（取締役の員数および選任）条文の改正
- 2009年 6月 24日 株券電子化に伴い株券に関わる現行定款第7条（株券の発行）、第10条（単元未満株券の不発行）および第13条（株券）の削除、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い実質株主、実質株主名簿に関する文言の削除、株券喪失登録簿を備え置くための附則の追加、賠償責任限定契約を締結できる旨の第27条（社外取締役の責任限定契約）、第35条（社外監査役の責任限定契約）の新設、条文の加除に伴う条数の変更
- 2011年 6月 24日 第2条（目的）条文の改正
- 2012年 6月 26日 第2条（目的）、第16条（株主総会の招集者）、第17条（株主総会の議長）、第24条（取締役会の招集）条文の改正
- 2014年 6月 26日 第23条（役付取締役および代表取締役）、第24条（取締役会の招集）、第32条（監査役会の招集）条文の改正
- 2014年 10月 1日 第8条（単元株式数）条文の改正
- 2016年 6月 28日 第4条（機関）、第19条（取締役の員数）、第20条（取締役の選任方法）、第21条（取締役の任期）、第22条（代表取締役および役付取締役）、第25条（重要な業務執行の決定の委任）、第28条（取締役の報酬等）、第5章（監査等委員会）、第31条（常勤の監査等委員）、第32条（監査等委員会の招集通知）、第33条（監査等委員会の決議方法）、第34条（監査等委員会規則）、附則（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）新設、以上、監査等委員会設置会社移行に伴う変更《現行の第4条（機関）「監査役」および「監査役会」、第21条（取締役の員数および選任）2項・3項、第22条（取締役の任期）2項、第29条（監査役の員数および選任）、第30条（監査役の任期）、第32条（監査役会の招集）2項、第34条（監査役の報酬等）、第35条（社外監査役の責任限定契約）は削

除》

第1条（商号）読点追加、第2条（目的）条文の改正、事業目的整理および2項追加、第8条（単元未満株式についての権利）条文の改正、第9条（単元未満株式の買増し）条文の改正《現行の第10条（単元未満株式の買増請求）2項削除》、第10条（株主名簿管理人）条文の改正、第11条（株式取扱規程）条文の改正、第12条（新株予約権無償割当ての決定機関）新設《現行第14条（新株予約権無償割当ての決定機関）削除》、第13条（株主総会の招集）条文の改正、第14条（定時株主総会の基準日）新設《現行第13条（基準日）削除》、第15条（株主総会の招集権者および議長）条文の改正《現行の第16条（株主総会の招集権者）と第17条（株主総会の議長）を統合、現行の第17条削除》、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）条数変更《現行第18条》、第17条（株主総会の決議方法）条文の改正、第18条（議決権の代理行使）条文の改正《現行第20条（議決権の代理行使）のただし書きを2項として新設》、第23条（取締役会の招集権者および議長）条文の改正《現行第24条（取締役会の招集）を2項として新設》、第24条（取締役会の招集通知）条文の改正《現行第24条（取締役会の招集）2項を新設（2項では例外規定を新設）、現行第24条3項は削除》、第26条（取締役会の決議方法）条文の改正、第27条（取締役会規則）新設《現行第24条3項を削除》、第29条（取締役の責任限定契約）条文の改正、第30条（相談役）条文の改正、第5章（監査等委員会）章名変更、第6章（会計監査人）新設、第35条（会計監査人の選任）条数変更、第36条（会計監査人の任期等）条数変更、第7章（計算）章数変更《現行第6章》、第37条（事業年度）条文の改正、第38条（剰余金の配当等の決定機関）新設《現行第7条（自己株式の取得）削除》、第39条（剰余金の配当の基準日）条文の改正《現行第39条を配当基準日と除斥機関に分離、第3項は新設》、第40条（配当金の除斥期間）新設《現行第39条3項を改正し新設》